

都幾川村・玉川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都幾川村・玉川村合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条第2項の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会(以下「協議会」という。)の委員及び監事(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額、並びに支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬額は、日額5,600円とする。ただし、規約第5条第1項第1号から第3号に規定する委員及び第4号の委員のうち埼玉県職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の会議等に出席したときの費用弁償は、日額2,200円とする。ただし、規約第5条第1項第1号、第3号に規定する委員並びに第4号の委員のうち埼玉県職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する村の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第6号)により、費用弁償として旅費を支給する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月12日から施行する。